

○浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例

平成19年9月14日

条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、市政に係る重要な事項について議会の議決すべき事件及び議会に報告すべき計画を定め、議会及び市長その他の執行機関が共に市民に対する責任を担うことにより、市民の視点に立った透明性の高い市政を推進することを目的とする。

(議会の議決すべき事件)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（以下「基本構想」という。）の策定、変更（軽微なものを除く。以下同じ。）又は廃止に関する事。
- (2) 基本構想に基づき市の行政分野全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める基本計画（以下「基本計画」という。）の策定、変更又は廃止に関する事。
- (3) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関する事。
- (4) 憲章の制定、変更又は廃止に関する事。
- (5) 都市宣言の制定、変更又は廃止に関する事。
- (6) 姉妹都市又は友好都市の提携に関する事。

(平21条例34・一部改正)

(平23条例33・一部改正)

(議会に報告すべき計画)

第3条 市長その他の執行機関は、基本構想及び基本計画を実現するための各行政分野における長期的で重要かつ基本的な計画の策定、変更又は廃止をしたときは、遅滞なく、これを議会に報告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する計画は、この限りでない。

- (1) 計画期間が5年未満であるもの
- (2) 具体的な施策、事業又は業務を推進するためのもの
- (3) 特定の地域を対象とするもの
- (4) 執行機関内部の運営に関する方針を中心とするもの

- (5) 主に目標値等を示すことを目的とするもの
 - (6) 広域行政の観点から複数の地方公共団体によって策定されるもの
 - (7) 法令又は国若しくは県の基準に従って策定することとされているもの
- 2 前項の規定により議会に報告しなければならない計画は、次のとおりとする。
- (1) 行財政改革大綱
 - (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の都市計画に関する基本的な方針
- 3 市長その他の執行機関は、前項に規定する計画の策定、変更又は廃止をしようとするときは、あらかじめその過程において、策定の目的又は変更若しくは廃止の理由及びその概要について当該計画を所管する常任委員会又は特別委員会に報告しなければならない。

(意見の申出)

第4条 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により第2条に規定する事件又は前条に規定する計画について策定、制定若しくは提携、変更又は廃止の必要があると認めるときは、市長その他の執行機関に対し意見を申し出ることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月30日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月16日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。